

志摩市外国人観光客おもてなし推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市への外国人観光客の誘致促進を図るため、予算の範囲内において補助対象者が実施する外国人観光客の受入環境整備に要する経費及び誘客活動に要する経費の一部を補助するにあたり、志摩市補助金等交付規則（平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、志摩市外国人観光客おもてなし推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において外国人観光客の受入れを行っている、又は受入れを行おうとする飲食施設、宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の営業に供する施設は除く。以下同じ。）、土産品販売店又は観光施設において営業等を行っている者及び交通事業者であって、市税を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、第1号から第3号までの事業については、店内における施設並びに商品及び役務等に関して多言語に対応した利用の案内（以下この条において「店内案内」という。）を既に整備している場合においてこれらの事業を実施する場合又は店内案内の整備とこれらの事業とを同時に整備する場合に限る。

- (1) 多言語化整備事業
- (2) W i - F i 利用環境整備事業
- (3) 消費税免税店開設準備事業
- (4) 研修会等開催事業
- (5) 海外セールス事業（市、志摩市観光協会、伊勢志摩鳥羽インバウンド協議会、三重県外国人観光客誘致促進協議会その他市長が認める団体が主催する事業に参画して行う場合に限る。）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表の事業内容の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費とする。ただし、この要綱による補助金以外の補助金その他これに準ずるものの交付を現に受け、又は受けようとする場合における当該補助金等の対象となる経費に係る事業は除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1の年度において、別表の各区分ごとに算出した補助対象経費の2分の1以内の額の総額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「別表各項の補助金額」という。）とし、1の事業所（補助対象者が市内に有する飲食施設、宿泊施設、土産品販売店、観光施設、工場、製作所、事務所、営業所等であって、人及び設備を有し、物又はサービスの生産又は供給が継続的に行われているものをいう。以下同じ。）につき20万円を限度とする。なお、3以上の事業所を有する補助対象者に対する補助金の額は、1の年度において、全ての事業所を合わせて50万円を超えることができない。

2 前項の場合において、別表各項の補助金額は、同表の事業内容の欄に掲げる区分に応じ同表の補助上限額の欄に定める補助上限額を超えることができない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に規定する書類（収支予算書を除く。）のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 実施しようとする補助対象事業の内容がわかる書類
- （2） 補助対象経費に係る見積書の写し
- （3） 市税に滞納がないことを証する書類（申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）

（変更申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業の実施内容又は補助対象経費の額を変更しようとするときは、規則第7条に規定する計画変更承認（中止・廃止）申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

- （1） 補助目的の達成に支障がないと認められる補助対象事業の実施内容の細部を変更すること。
- （2） 補助対象事業の全体及び各事業において補助対象経費の額が30パーセント未満の変更であること。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、規則第9条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施時若しくは事業施行後の写真又はパンフレット等の成果品
- （2） 補助対象経費に係る領収書の写し

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年9月1日から施行する。

(補助金の額等の特例)

2 平成27年度及び平成28年度における補助金の額等については、第5条第1項中「2分の1」とあるのは「3分の2」とする。

(失効)

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条、第5条関係)

区分	事業内容	補助上限額 (1事業所あたり)	補助対象経費
1	多言語化整備事業	20万円	印刷製本費、翻訳費、委託料、工事請負費、消耗品費
2	Wi-Fi利用環境整備事業	20万円	工事請負費、備品購入費
3	消費税免税店開設準備事業	10万円	備品購入費、消耗品費、手数料
4	研修会等開催事業	10万円	報償費、会場借上料
5	海外セールス事業 (市、志摩市観光協会、伊勢志摩鳥羽インバウンド協議会、三重県外国人観光客誘致促進協議会その他市長が認める団体が主催する事業に参画して行う場合に限る。)	5万円	旅費(国外を最低1区間含む航空運賃及び国外での宿泊代に限る。)